

# 家族信託編

## 家族信託\_⑮ ～信託の代替手段～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.5. 1

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

信託を利用する価値がある点の一つに受益者を連続して定めることができる  
ことがありますね。



そうです。後見契約はその人の死亡まで、遺言なら死亡後1代のみ財産の指定しかできません。  
しかし、家族信託なら受益者を連続させることが信託契約上で可能になります。

そうすると何代にも渡って財産の行方を委託者が指定できるのですね。



法律上は、信託設定後30年経過後に設定された受益者が死亡するまで継続ができます。

でも、複雑な制度でそんな先のことまでわからない場合、もっと簡易に利用できる仕組み  
やサービスはないのですか。



いくつかありますが、ピンポイントの目的になりますが、それで問題が解決できるなら、  
わざわざ家族信託を組成する必要もないかもしれません。

例えばどのようなサービスがあるのですか。



子名義で通常管理する銀行とは別に「預かり金口座」を開設して、親から資金を振り込んでもらいます。そこで親のために使用する履歴を残して管理します。子が自分のために使用すると贈与税課税のリスクがあるので、あくまで親の医療や介護、日常費用などに使用します。



他には何かありますか。



親の銀行口座の代理カードを発行してもらい、親の口座から直接、親の費用を賄います。これも子が自分のために利用すると贈与税リスクがあるでしょう。



家族信託は財産管理の制度なので、身上監護には利用できないと聞きますが。



はい、そうですが、例えば将来、親が認知になって施設に入居する時の施設との入居契約の代理権を付与しておくことも可能でしょう。実際に事前に入居予定の施設に確認しておくといでしょう。



## 本日、是非、知っていただきたいこと

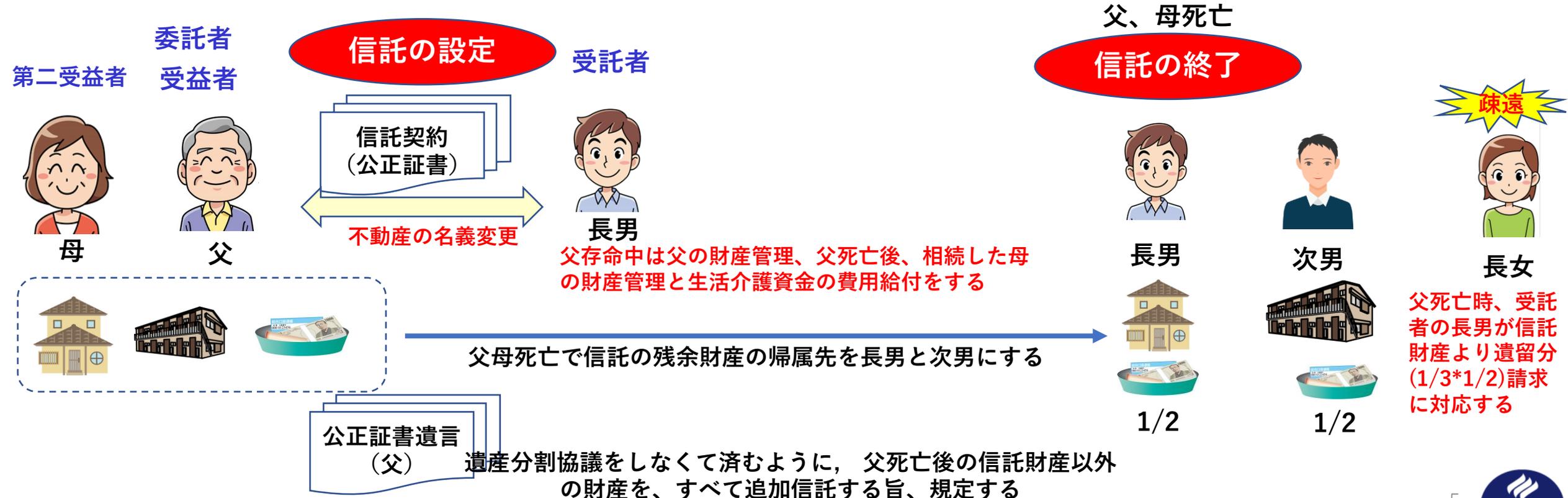
- ✓ 家族信託には受益者を連続させていく機能があり、信託契約で第1受益者、第2受益者、残余財産帰属者を定めておきます。
- ✓ 家族信託より簡易な方法で、親のお金を預かり子名義の別口座で管理し、使用履歴を付けることもできます。子が自分のために利用すると贈与税リスクが発生します。
- ✓ 親が長男に自分の口座の代理カードを銀行に発行してもらい、子に渡して子が親のために使用管理することや、施設入居の代理権を付与しておくことも可能です。

# 事例14 受益者連続型信託

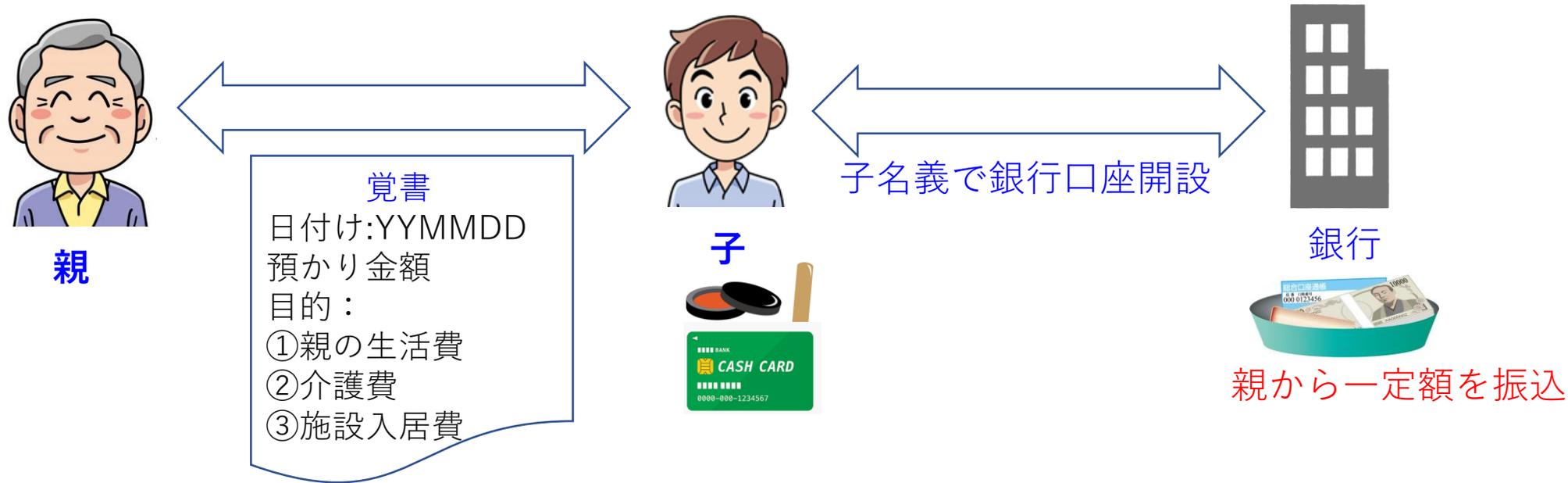
## 設定の背景、想い

目的：妻が認知症なので、妻亡き後のことも決めておきたい。

- ◆長男夫婦は父と認知症の母と2世帯住宅で同居している。長男の家族が母の介護をしている。
- ◆父は賃貸アパートも所有している。次男と長女がいるが、長女は15年以上音信不通で兄弟とも疎遠。
- ◆父は自分が死んだら、財産はすべて母（妻）に遺したい。母が遺言書が書けないほどの認知症なので父は自分で指定しておきたい。



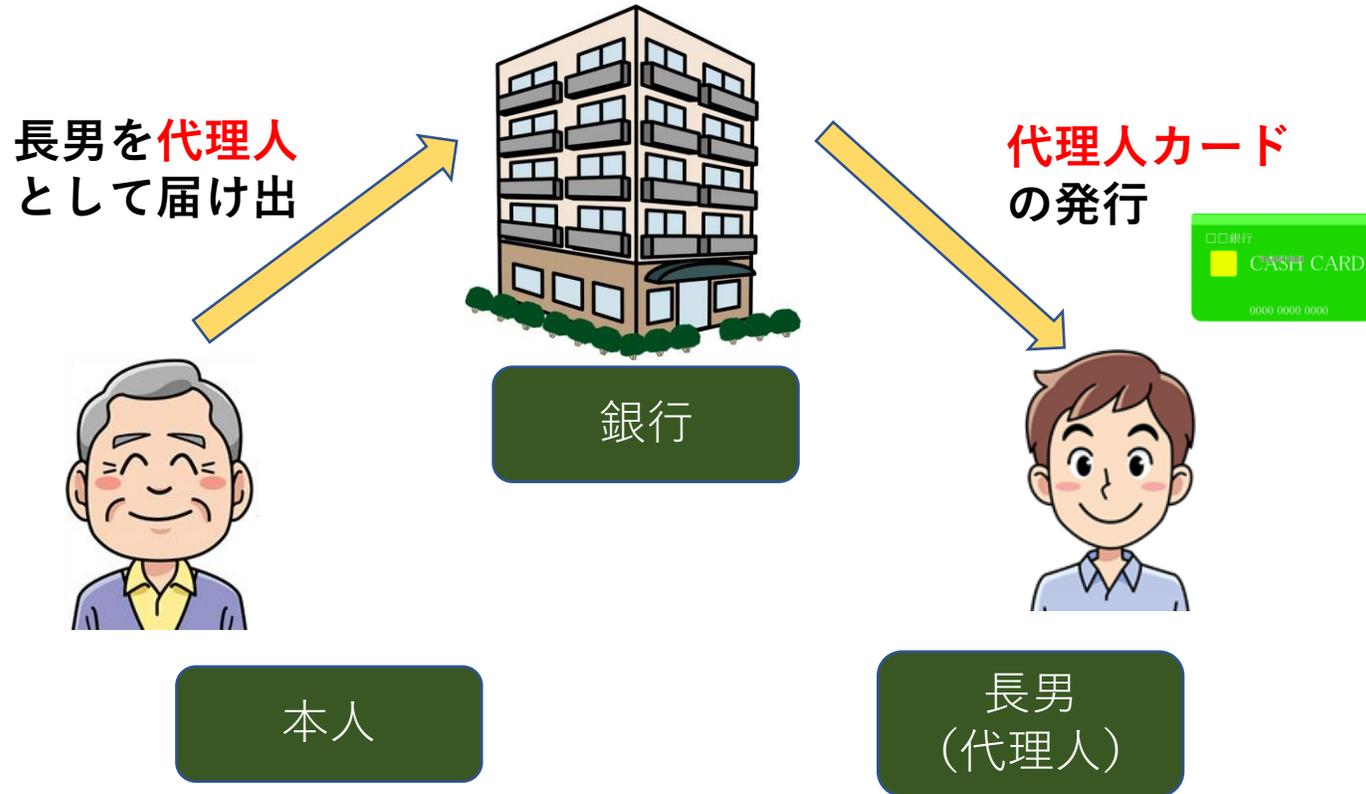
# 「預かり金」口座の利用



- ✓ 親が認知能力がある間に覚書を結び、親のお金を預かり金口座に入金する。(振込)
- ✓ 預けただけでは贈与税課税はないが、子が自分のために使用したりしたら課税されるリスクがある。
- ✓ 子は預かり金口座 (親のお金) 自分の口座 (子のお金) を別銀行にする。
- ✓ キャッシュカードや通帳は子が管理をする。
- ✓ 親のために使用したお金の領収書、レシートを保管しておく。通常は親の生活費、介護費、施設入居費等である。
- ✓ 子のお金ではないので、子のためには使用できない。
- ✓ 親が死亡すれば、親の相続財産になる。
- ✓ 介護施設入居の契約は、親が子に契約の代理権を与える代理契約を別途締結しておく。

# 代理人カード

銀行や保険会社のサービスを利用する。



健康時	全ての取引が可能	<b>ATMでの入出金が可能</b>
認知症後	取引ができない	

出所：日本経済新聞 2021.12.4

# 施設入居契約締結代理権付与の委任状



親



委任状

代理人  
住所、氏名、生年月日

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。  
XXX施設の入居契約と付随する一切の権限

委任者 住所  
氏名 (自署) 印



印鑑証明書



子



親の施設入居契約



介護施設

- ✓ 親が認知能力があるうちに、介護施設入居契約の締結の代理権を付与する。
- ✓ あらかじめ、希望の施設を親に確認をしておく。
- ✓ 家族信託の受託者には“身上監護権”がないため、受託者は費用の支払いはできても、「受託者」の立場で入院契約や施設入所の契約を結ぶことはできない。
- ✓ しかし、**実際は、“身上監護権”を誰が持っているかはあまり問題にならないので、通常は単に「子」や「親族」という立場で入院や入所の手続きをすることが可能。**

# 証券会社のサービス

証券会社のサービスを利用し、口座凍結なく家族が利用できるサービス。

		三菱UFJモルスタ証券	マネックス証券	野村証券、楽天証券等
サービス名		予約型代理人	たくす株	家族信託
事前手続		代理人の届け出	認知症後に家族に任す株を 専用口座に移す	信託口座を開き家族に任す 投信や債券を移す
公証役場での手続		不要		必要
家族による取引	本人健常時	できない		信託口座の商品を売買 可能
	認知症後	保有商品の売却・解約・ 出金などが可能	専用口座の株の売却・出金が 可能	
手数料		無料	月額550円～2200円 認知症発症時の資産の1.65%	家族信託契約の公正証書 作成費用など

出所：日本経済新聞 2021.12.4（現在のサービス内容を保証するものではありません。個別に内容確認が必要です。）

# Thinking time !

家族信託より簡易に利用できる制度もあるのでメリット、デメリットを理解して利用する。

## 簡易な制度

- ・ 家族信託より簡易に利用できるしくみにはどのようなものがありますか。

## 評価

- ・ 家族信託より簡易に利用できる制度やしくみについて、メリットやデメリットを考えてみましょう。



## ● 個人のお客様のご相談

### ◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

### ◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

### ◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

## ● 各種セミナー

### ◆ 世代別セミナー

### ◆ テーマ別セミナー

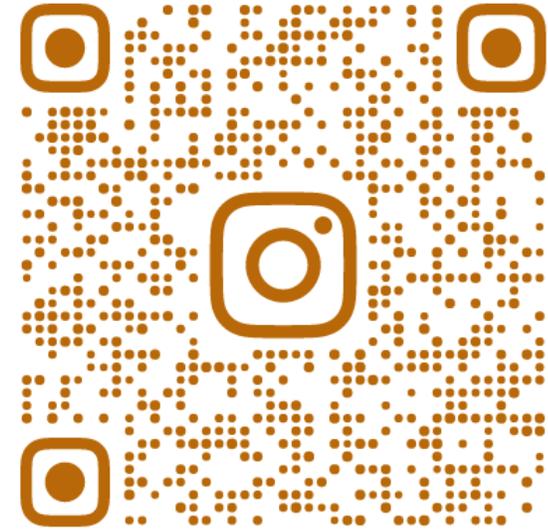
詳細はホームページとインスタをご覧ください

## ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

## インスタグラム



@FP\_YOSHISAN